

# 西条市プレミアム付商品券取扱店舗 募集要項

令和元年 9 月改正分

## 1 事業の趣旨

本年 10 月の消費税・地方消費税引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けの「西条市プレミアム付商品券」の発行を行います。

つきましては、西条市内の店舗等に限り使用できる商品券を取り扱いいただく市内店舗について募集します。

## 2 「西条市プレミアム付商品券」の事業概要

事業の概要は、以下のとおりです。

商品券名称	西条市プレミアム付商品券
発行総額	6 億 9,500 万円(うちプレミアム分は 1 億 3,900 万円)
発行冊数	139,000 冊(5,000 円/冊、500 円/枚)
販売価格	4,000 円(1 冊)単位で販売 (1 冊の額面 5,000 円=500 円券×10 枚)
販売上限	非課税者 1 人当たり額面 25,000 円(販売価格 20,000 円) 子育て世帯主は子の数×額面 25,000 円(販売価格 20,000 円)
プレミアム率	20%(の割引価格にて販売)
有効使用期間	令和元年 10 月 1 日(火)～令和 2 年 2 月 29 日(土)
販売期間	令和元年 10 月 1 日(火)～令和 2 年 2 月 28 日(金)
販売	西条市内 20 カ所の郵便局において販売
購入対象者等	西条市内に居住する以下の者 (1)2019 年度住民税非課税者(基準日 2019.1.1) ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等は除きます。 (2)平成 28 年 4 月 2 日～令和元年 9 月 30 日の間に出生した子の世帯主(子の人数分購入可)
取扱店舗	西条市内において事業を営み、かつ店舗等を有する事業者(登録制)
対象外商品	①たばこ事業法(昭和 59 年法律第 68 号)第 2 条第 1 項第

	3号に規定する製造たばこ②出資や金融商品、債務の支払い③有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの④風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に関する支払い⑤国や地方公共団体への支払い(公営ギャンブルを含む)⑥現金との換金、金融機関への預け入れ⑦取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)⑧土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払い⑨特定の宗教や政治団体に関わるもの、公序良俗に反するもの⑩その他、消費税率引上げ直後の6か月以内の消費に確実につなげるという本事業の趣旨にそぐわないもの
商品券換金期間	令和元年11月上旬～令和2年3月中旬
換金方法	請求書と商品券を市役所本庁及び各総合支所で預かり、後日指定する口座に振込みます。

### 3 商品券取り扱い厳守事項

取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 西条市プレミアム付商品券は、西条市内の商品券取扱店舗のみで利用可能とする。
- (2) 利用可能店舗であることが明確になるよう、販売ツール(ポスター及びステッカー等)を消費者が分かりやすい場所に掲示しなくてはならない。
- (3) 商品券は、物品の販売又はサービス(役務)の提供などの取引において利用可能とする。
- (4) 商品券の転売、現金との換金、再流通、偽造等の不正行為をしてはならない。
- (5) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- (6) 対象外商品の販売を行ってはならない。
- (7) 商品券を受け取った時は、再流通を防止するため商品券裏面に店舗名や担当者等の印を押印または記入することとし、再流通防止のため、既に押印等があるものは、受け取ってはならない。  
同様に、「見本」や「サンプル」の表示がある商品券も受け取ってはならない。
- (8) 使用期間を過ぎた商品券は受け取ってはならない。
- (9) 使用者が使用する商品券について、明らかに偽造されたものを受け取ってはならない。

また、偽造防止措置がない、色合いが違うなど、商品券が偽造されたものと判

- 別できる場合は、商品券の受け取りを拒否し、その事実を速やかに市へ報告すること。
- (10) 汚損・破損した商品券は、汚損・破損部位以外の健全な部分が、券面の3分の2以上を有していないものは受け取ってはならない。
  - (11) 商品券額面以下の使用であってもおつりは渡してはならない。また、不足分は現金等で受け取ること。
  - (12) 店舗で独自に商品券の使用対象外となる商品などを定める場合(特売品など)は、あらかじめ消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示すること。
  - (13) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、市はその責を負わない
  - (14) 商品券の換金は指定された期日までに行うこと。
  - (15) 登録された店舗名と商品券裏面の店舗名が異なると換金しないことがある。
  - (16) 西条市プレミアム付商品券事業における登録店舗に生じた費用や損害について、市はその責を負わない。

#### **4 取扱店舗登録資格**

西条市内において事業を営み、かつ店舗等を有する事業者  
ただし、次の事業者を除きます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- (2) 西条市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずる者
- (4) 暴力団又は暴力団員を利用し、資金提供し、又は便宜を供与する等の関係を有している者
- (5) 上記「2 西条市プレミアム付商品券」事業概要のうち、対象外商品に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等
- (6) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び飲食の提供を主目的としない店舗等の営業を

- 行っている者
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- (8) その他市長が不適と認める者

## 5 登録申請について

### (1) 申請方法

この「募集要項」に同意の上、市ホームページ上の「取扱店舗登録申請書」に必要事項を記入し、件名に「取扱店舗登録申請」とお書きいただき、電子データで「[shakaifukushi@saijo-city.jp](mailto:shakaifukushi@saijo-city.jp)」までお送りください。市内にチェーン店舗がある場合には、任意の店舗一覧をお付けください。

また、換金の振込口座が店舗ごとに異なるチェーン店舗等は個別に申請してください。

なお、市役所の窓口においても申請受付しますので、希望者は開庁時間内に本庁社会福祉課又は各総合支所市民福祉課にお越しください。

取扱品目については、主なものを3品目程度ご記入ください。セールスポイントについても一言あればご記入ください。

※取扱店舗の業種について、以下の業種を想定しています。

各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他小売業、宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、その他の教育・学習支援事業、自動車整備業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業等

重要  
です！

### (2) 申請期間

令和2年2月中旬ごろまで、申請を受付します。

### (3) 取扱店舗登録料等

プレミアム付商品券事業において、店舗登録料、換金に係る手数料、店舗用のポスター等の費用を市から請求することはありません。また、プレミアム付商品券の換金以外に市から店舗にお支払いする費用等は基本的にありません。

良く分からない請求等が店舗に届きましたら、事務局にご相談ください。

### (4) 取扱店舗の選定

「取扱店舗登録申請書」を審査の上、取扱店舗として登録します。

登録後「取扱店舗登録証」及び取扱店舗向け説明会の案内を送ります。

### (5) その他

ア 申請に係る費用は店舗で負担してください。

## イ 登録申請スケジュール

No.	内容	期間
1	申請	令和2年2月中旬ごろまで
2	取扱店舗の公開(市ホームページ等)	商品券の有効期間中、一覧を随時更新します。
3	店舗説明会	令和元年9月17日・18日

### 6 取扱店舗の取消等

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認取消、損害金の発生が生じた際は請求する場合があります。

### 7 換金について

換金については別紙「換金について」を参照ください。

### 8 取扱店舗向け説明会

取扱店舗向け説明会を、令和元年9月中旬に開催します。詳細は郵送にて案内します。

説明会の場で、ポスター等をお渡しする予定ですので、登録店舗においては必ずご参加ください。

不参加の場合、問合先まで必ずご連絡ください。

### 9 その他留意事項

- (1) 「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、協議を行います。
- (2) 商品券は、宝くじの購入には使用できません。

### 10 問合先

お問い合わせは、本庁のプレミアム付商品券事業事務局にお願いします。

名称	郵便番号	住所	電話番号
西条市 社会福祉課内 プレミアム付商品 券事業事務局	793- 8601	西条市明屋敷 164 (庁舎本館1階)	0897-52-1288
東予総合支所 市民福祉課	799- 1371	西条市周布 349-1	0898-64-2700
丹原総合支所 市民福祉課	791- 0508	西条市丹原町池田 1733-1	0898-68-7300
小松総合支所 市民福祉課	799- 1101	西条市小松町新屋敷甲 496	0898-72-2111